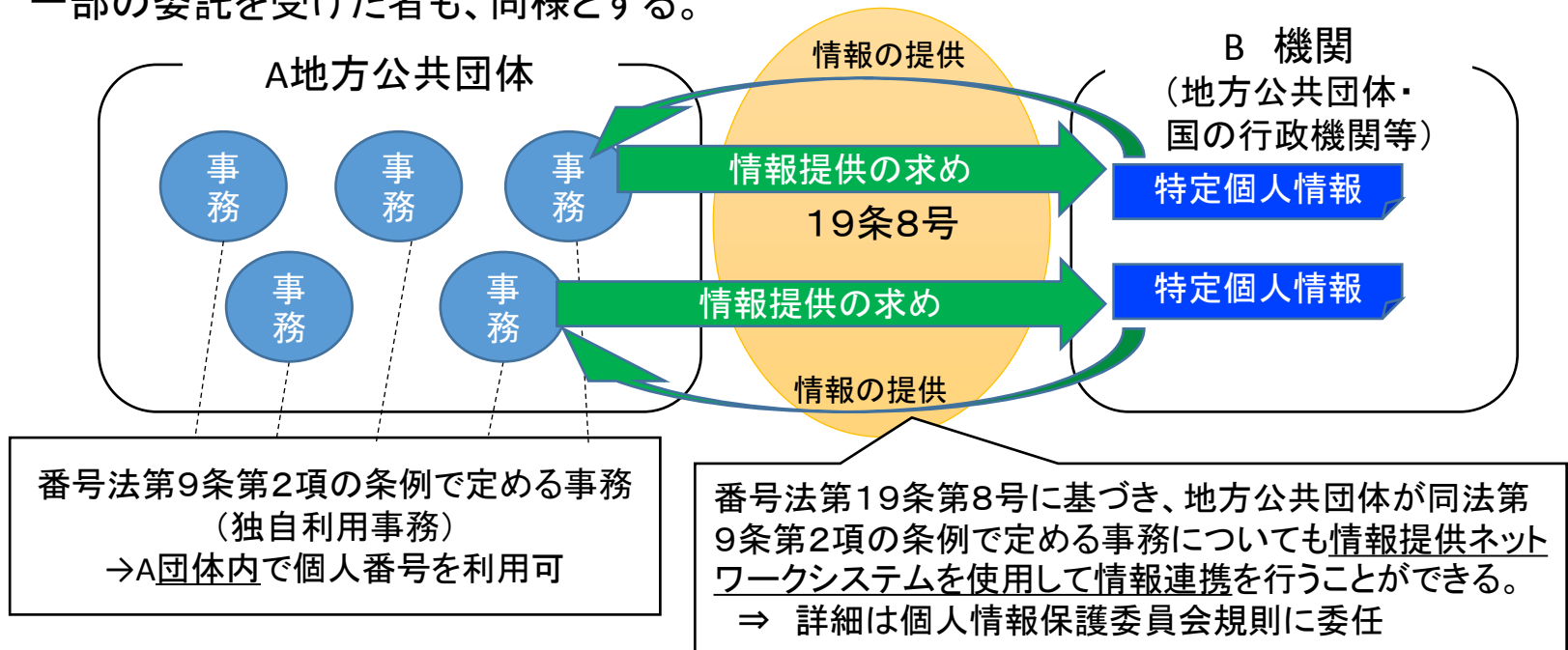


番号法第9条第2項の 条例で定める事務に係る 情報連携について

番号法第9条第2項の条例で定める事務に係る情報連携について (番号法新第19条第8号)

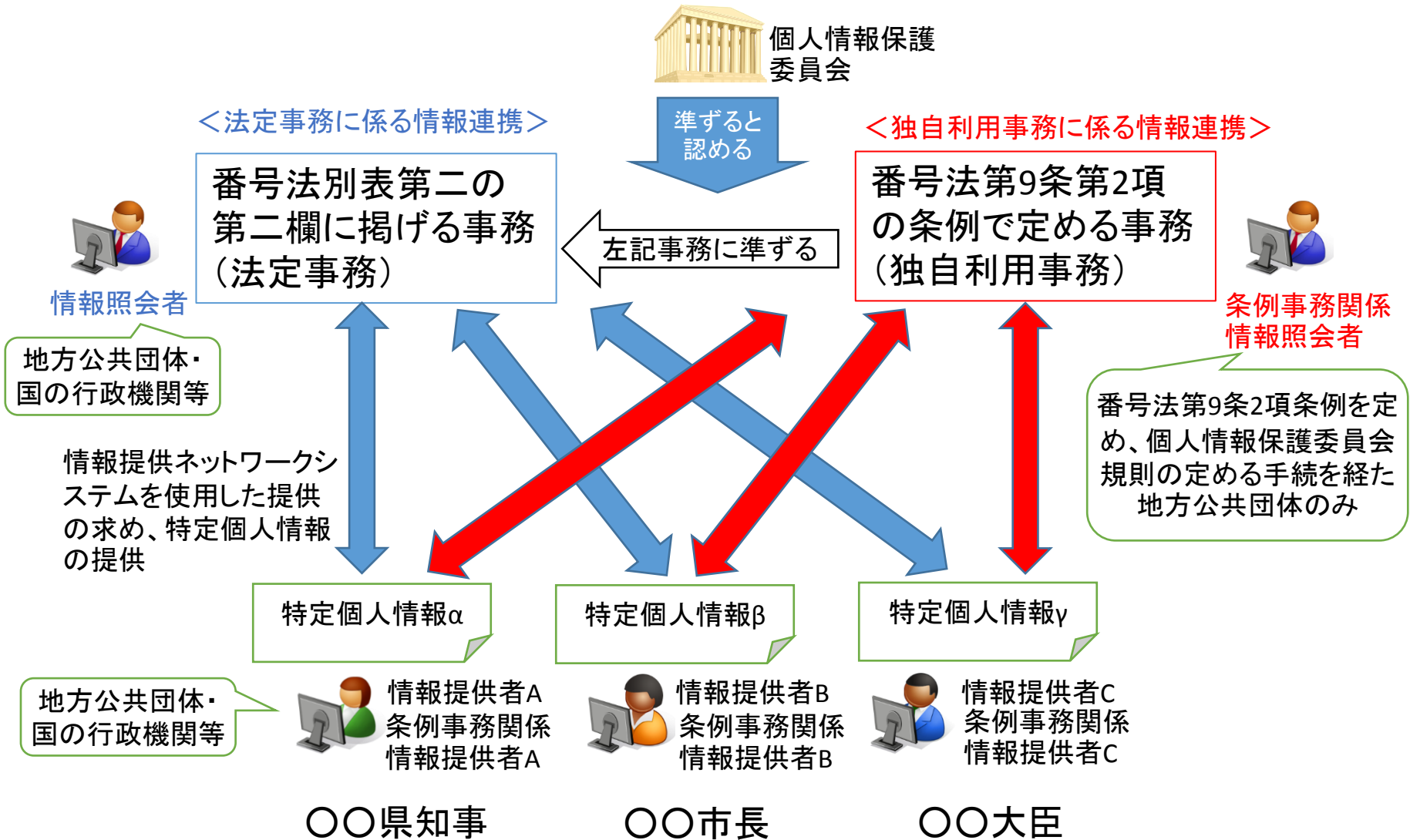
番号法第9条第2項（抄）

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(中略)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。



地方公共団体が条例で定める事務についても情報連携を行うことで、添付書類の削減等住民へのメリットを提供できるほか、他の地方公共団体等他の機関からの照会対応を効率化。 1

独自利用事務に係る情報連携のイメージ①



独自利用事務に係る情報連携のイメージ②

- ① 番号法別表第二に掲げられていない事務 → 独自利用事務の情報連携の対象外
- ② 番号法別表第二に掲げられているが主務省令に規定されていない事務
→ 番号の利用・提供については法所管省庁に委ねられていることから、独自利用事務の情報連携の検討からは除外
- ③ 番号法別表第二に掲げられた事務に準ずる事務
→ いわゆる上乗せ、横出し等※1については一定の基準※2を設けて独自利用事務の情報連携を認める



※1 上乗せ、横出し等

例：高等学校等就学支援金事務
別表第二 113の項「就学支援金の支給に関する事務」

県による加算
8万円

⇒上乗せ

国の就学支援
金 30万円

県による入
学金の補助

⇒横出し

※2 **以下の3要件**を満たす事務については、**規則連携を認める**

- 事務の趣旨・目的と法定事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 事務に類似性が認められる
- 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務とほぼ同一

番号法第19条第8号の委員会規則について

番号法第19条第8号（抄）

条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの）を処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。（中略）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。（中略））に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（中略）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

規則で定める事項

第19条第8号が新設されたことに伴い、平成27年9月28日に公布した、「第19条第14号に基づく準7号規則」（平成27年委員会規則第3号）で定める仕組みと同様の内容を今後適切な時期に個人情報保護委員会において規定予定

第19条第8号に基づく情報連携

独自利用事務の情報連携の根拠が「番号法第19条第14号及びそれに基づく規則」から「新第19条第8号及びそれに基づく規則」へ

⇒新第19条第8号に基づく独自利用事務の情報連携について、新設第26条により第21条第2項から第25条までの規定が準用される。



独自利用事務の情報連携についても情報提供ネットワークシステムを使用することが法律上明記され、

- 情報提供者の情報提供義務規定(第22条第1項)
 - 添付書類の省略に関する規定(第22条第2項)
 - 情報提供等の記録に関する規定(第23条)
 - 秘密保持義務に関する規定(第25条)
- 等が適用されることになる。

(参考) 番号法第26条

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第七号)」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第八号)」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

情報連携の対象となる独自利用事務の事例

◆ 委員会で公表済の情報連携の対象となる独自利用事務の事例

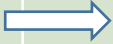
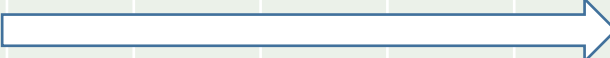
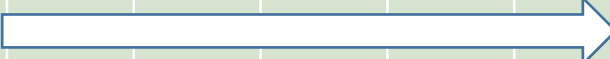

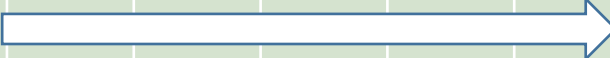
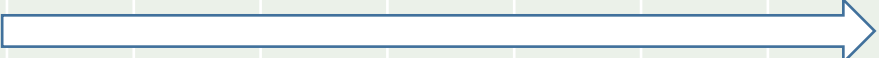
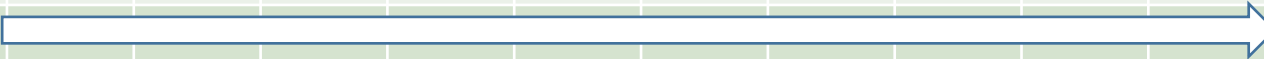
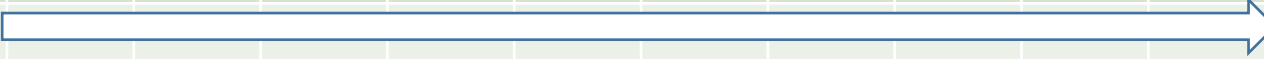
※ () 内は準ずる番号法別表第2の項

- ① 子どもの医療費助成に関する事務 (9、74)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (9)
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務 (10、11)
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務 (10、11)
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (18)
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 (26)
- ⑦ 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (31)
※ 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 (負担金に係る事務) 以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務 (補助金に係る事務) (37)
- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (54)
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務 (57、65)
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (57)
- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 (63)
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務 (65)

- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務（67、108）
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務（67、108）
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務（67、108）
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務（67、108）
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）（67、108）
 - ※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務（67、108）
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務（94）
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務（94）
- ㉒ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））（94）
 - ※ 介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉓ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務（97）
- ㉔ 学資の貸与に関する事務（106）
- ㉕ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務（113）
- ㉖ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務（113）
- ㉗ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）（113）
- ㉘ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務（113）

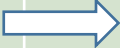
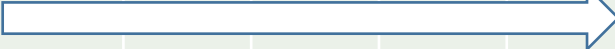
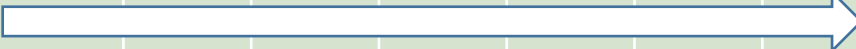

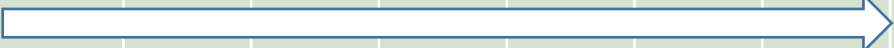
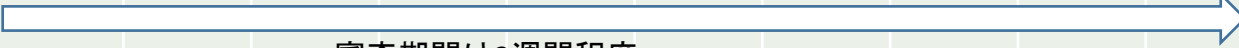
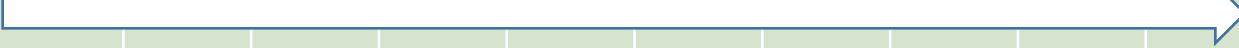
平成29年7月からの情報連携に係る事務処理手順のイメージ

※ 都道府県の形式チェックあり(御協力いただける都道府県内の市区町村)

事務処理手順	主体	平成28 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
①事前登録 (最終)	各地方 公共団体			 登録期間								
②事前チェック 書類の提出	各地方 公共団体							締切りは7月末。第2回定例会で条例 を定める団体については、条例制定 前でも提出可。				
③事前チェック	都道府県							形式チェック。チェック期間は1か月程度。 チェック後、委員会に提出				
	委員会											チェック期間は1か月程度
④条例制定	各地方 公共団体							締切りは第2回定例会まで。				
⑤届出	各地方 公共団体											
		条例及び根拠規範の写しを添付										
⑥審査	委員会											
		審査期間は2週間程度										
⑦届出内容を公表	委員会											
		審査が終わり次第、公表										

平成29年7月からの情報連携に係る事務処理手順のイメージ

※ 都道府県の形式チェックなし(都道府県、指定都市等)

事務処理手順	主体	平成28 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
①事前登録 (最終)	各地方 公共団体			 登録期間								
②事前チェック 書類の提出	各地方 公共団体						締切りは7月末。第2回定例会で条例 を定める団体については、条例制定 前でも提出可。					
③事前チェック	委員会									チェック期間は1.5か月程度		
④条例制定	各地方 公共団体						締切りは第2回定例会まで。					
⑤届出	各地方 公共団体											
		条例及び根拠規範の写しを添付										
⑥審査	委員会											
		審査期間は2週間程度										
⑦届出内容を公表	委員会											
		審査が終わり次第、公表										

Digital PMO上の事前登録状況 (2015年11月20日時点)

◆ 独自利用事務の情報連携を希望する団体

...1,317団体

(内訳) 都道府県 41団体
市町村 1,276団体

◆ 情報連携を希望する事務件数

...13,589事務

(内訳) 都道府県 311事務
市町村 13,278事務